

平成 29 年度

松本市職員採用資格試験要綱（大学卒業程度）

松 本 市

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

受付期間 平成 29 年 6 月 2 日（金）～6 月 6 日（火）
 第 1 次試験 平成 29 年 6 月 25 日（日）

受付時に第 1 次面接を行いますので、受験申込書は必ず受験者本人が持参してください。
郵送は受け付けません。

1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
大 学 卒 業 程 度	行政A	20 名程度	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人
	行政B	若干名	昭和 57 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人
	行政C	若干名	【健康運動指導士枠】昭和 57 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、すでに健康運動指導士の資格を取得している人又は平成 29 年度実施の認定試験で当該資格を取得見込の人
	行政D	若干名	【作業療法士枠】昭和 57 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、すでに作業療法士の資格を取得している人又は平成 29 年度実施の国家試験で当該資格を取得見込みの人
	行政E	若干名	【障害者枠】昭和 57 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、次の要件をすべて満たす人 ・自力で通勤ができ、かつ、介護者・介助者なしで職務遂行が可能であること ・活字印刷文による出題（筆記試験）及び、口頭による面接試験に対応できること ・職務遂行に必要な作業（パソコンのキーボード入力等）ができること ・通常の勤務時間（週 38 時間 45 分、1 日 7 時間 45 分）に対応できること
	土 木	各若干名	昭和 57 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、左記試験区分（土木・電気・機械）の専門課程を卒業又は平成 30 年 3 月までに卒業見込の人
	電 気 機 械	各若干名	【実務経験者枠】昭和 57 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、左記試験区分（土木・電気・機械）の専門課程を卒業。 平成 22 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 7 年間に民間企業等での実務経験が通算 5 年以上あり、実務経験を証明できる人
	建 築 農 業	各若干名	昭和 57 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、左記試験区分（建築・農業）の専門課程を卒業又は平成 30 年 3 月までに卒業見込の人
	社会福祉	若干名 若干名	昭和 57 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、すでに社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得している人 【実務経験者枠】昭和 57 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、すでに社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得。平成 22 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 7 年間にその資格を活かした職の実務経験が通算 5 年以上あり、実務経験を証明できる人
	保健師	若干名	昭和 57 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、すでに保健師の資格を取得している人又は平成 29 年度実施の国家試験で当該資格を取得見込の人

※採用予定人員については、今後の行政改革の取組みや退職者数等により変動することがあります。

(1) 日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)

(2) 住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

なお、松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますのでご承知おきください。

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法

(1) 第1次試験

試験区分		試験の種目	出題分野
各区分共通		第1次面接試験(個別面接)	人柄、性等についての面接 ※6月2日(金)~6日(火)の受験申込受付時に実施
		教養試験 (A) 択一式 40題 (B) 記述式 15題 試験時間 2時間10分	教養試験(A) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 教養試験(B) 地域社会、現代社会等に関する一般知識
		適性検査 択一式 236題 試験時間 45分	職務遂行に必要な適性についての検査
大学卒業程度	行政 A・B・C・D・E	専門試験 択一式：行政 40題 ：その他 30題 試験時間 2時間	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
	土木		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工
	建築		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
	電気		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
	機械		数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
	農業		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
	社会福祉	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論、心理学概論	
保健師	専門試験 択一式 30題 試験時間 1時間30分	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論	

(2) 第2次試験および第3次試験

第2次試験 (第1次試験合格者対象)	第2次面接試験(個別面接)	人柄、性等についての面接
第3次試験 (第2次試験合格者対象)	第3次面接試験(個別面接)	人柄、性等についての面接
	作文試験	表現力についての筆記試験

3 試験日時、試験会場及び合格発表

(1) 第1次試験

日 時	6月25日(日) 受付 午前8時45分～9時15分
試験会場	松本大学 松本市新村2095-1
合格発表	7月中旬の予定です。 受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページにも掲載します。

(2) 第2次試験

日時・会場等	7月21日(金)～24日(月)のいずれか1日(予定) 詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。
合格発表	8月上旬の予定です。

(3) 第3次試験

日時・会場等	8月下旬から9月上旬の予定です。詳細は、第2次試験合格通知書でお知らせします。
合格発表	9月中旬の予定です。

※ 第1次試験から第3次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4 受験申込手続

(1) 受験申込先 **松本市役所 本庁舎3階 大会議室**

(2) 受付期間 **平成29年6月2日(金)から6月6日(火)まで**

(6月3日・4日の土・日曜日は申込みが特に集中し、待ち時間が非常に長くなる可能性があります。あらかじめご了承ください。)

(3) 受付時間 **午前9時から午後4時まで** (ただし、正午から午後1時の間は除きます。)

(4) 必要書類 **受験申込書及び受験票**

受付時に第1次面接を行いますので、必ず受験者本人が持参してください。郵送による申込みは受け付けません。なお、本人が病気入院中・海外留学中など特別の理由がある場合は考慮しますので、あらかじめ申し出てください。

5 採用

(1) 最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登載し、平成30年4月1日以降順次採用する予定です。

なお、卒業又は資格・試験等を必要とする試験区分で、卒業又は資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成31年3月31日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。

(3) 採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただくこともあります。

6 給 与

(1) 初任給(月額)は178,200円ですが、採用時までに改定等があった場合はそれによります。

(2) 前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

(3) 各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 試験区分による主な職務内容

試験区分	主な勤務予定部署	主な職務内容	
大学卒業程度	行政 (A・B・E)	市役所全課	行政各分野における業務全般
	行政 (C:健康運動指導士)	福祉計画課、健康づくり課、スポーツ推進課等	市民の健康増進、スポーツ振興業務等
	行政 (D:作業療法士枠)	健康づくり課、こども福祉課	福祉分野における作業療法業務
	土 木	建設部全課、耕地林務課、上水道課、下水道課等	土木・都市整備関係の計画調査、設計、施工監理等
	建 築	都市政策課、住宅課、建築指導課等	市有施設の設計、施工監理、保守管理、許認可事務等、土木・都市整備関係の計画調査等
	電 気	住宅課、上水道課、下水道課等	市有施設の設備設計、施工監理、保守管理、計画策定等 (情報システム関係業務を除く)
	機 械	住宅課、上水道課、下水道課等	市有施設の設備設計、施工監理、保守管理、計画策定等
	農 業	農政課等	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導等
	社会福祉	障害福祉課、こども福祉課、高齢福祉課等	福祉分野における相談支援業務等
保 健 師	健康づくり課等	市民の健康増進、各種健診業務等	

※ 主な勤務予定部署、主な職務内容は、現時点におけるものです。行政需要の変化等により、上記部署以外への配属となったり、試験区分に関係のない業務に従事していただくことがあります。

8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

(1) 「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

(2) 「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9 その他

(1) 松本市は協働のまちづくりを進め、市民の幸せを実現するために、次のような職員を求めています。

- ・市民の立場に立った気配り、思いやりの心で親切に対応する職員
- ・市民の声に敏感に反応し、柔軟な発想と行動力のある職員
- ・好奇心を持ち、自ら学び、創造性豊かで感動する心のある職員
- ・使命感とコスト意識を持って事にあたる職員
- ・健康で、はつらつとした伸びやかな職員
- ・自ら考え、判断して行動し、その結果に責任を負う職員

(2) 次に該当するような方は是非積極的にご応募ください。

- ・学芸員 (美術・民俗学・考古学・自然系) の資格を有する方
- ・司書の資格を有する方
- ・主任ケアマネジャーの資格を有する方
- ・林業分野の学校を卒業又は卒業見込みの方
- ・外国語 (特に中国語・英語・ポルトガル語) に堪能な方
- ・スポーツや文化・芸術のサークル活動等において中心的・指導的立場で活躍した実績がある方

10 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部職員課へ問い合わせてください。

電話：直通 (0263) 34-3275 代表 (0263) 34-3000 (内線1153)